

短期入所生活介護重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

社会福祉法人 百徳会	
理事長 小寺隆元	
所在地・連絡先	(住所) 佐伯市大字狩生418番地2 (電話) 0972-27-8622 (FAX) 0972-27-8621

2 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ショートステイ彦岳の太陽
所在地・連絡先	(住所) 佐伯市大字狩生418番地2 (電話) 0972-27-8622 (FAX) 0972-27-8621
事業所番号 4470500952	
管理者 澤木 五月	

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人百徳会が開設するショートステイ彦岳の太陽（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で事業の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

4 事業所の概要

(1) 構造等

敷地		3,368.94m ²
建 物	構造	鉄骨造
	述べ床面積	610.70m ²
	利用定員	4名

(2) 定員 4名 (他 特別養護老人ホーム入所者9名)

(3) 居室

居室の種類	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
従来型個室	2	29.92m ² (14.96 m ²)	ブザーを設置
2人部屋	1	25.41m ² (12.70 m ²)	ブザーを設置

(4) 主な設備

設 備	室 数	面積 (一人あたりの面積)
食堂兼機能訓練室		52.30m ² (4.02 m ²)
浴 室		9.10m ²
医 務 室		11.08m ²
静 養 室		8.28m ²

(5) 通常の送迎の実施地域

佐伯市

5 事業所の従業員の体制

管理者 1名

施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

医師 1名（嘱託医）

利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行います。

生活相談員 1名

利用者の日常生活についての相談、援助及びこれらの計画の企画立案を行います。また、入退所に関する業務を行います。

介護職員 5名以上

利用者の日常生活の介護、介助、指導、援助を行います。

看護職員 1名以上

利用者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生業務を行います。

栄養士（管理栄養士） 1名

給食献立の作成、利用者の栄養指導、栄養管理を行います。

機能訓練指導員 1名

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行います。

調理員 2名以上

栄養士（管理栄養士）の作成した献立表による調理、配膳等を行います。

併設型の事業には、地域密着型介護老人福祉施設に併設され処遇等が適切に行われると認められるため、医師・生活相談員・栄養士（管理栄養士）・機能訓練指導員を置かないものとします。

6 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
管 理 者	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００） 常勤で勤務
医 師	週1回
生活相談員	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００） 常勤で勤務
介護職員	早番（７：００～１６：００） 日勤（８：００～１７：００） 遅番（１３：００～２２：００） 夜勤（２２：００～７：００）
看護職員	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００） 常勤で勤務
栄養士（管理栄養士）	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００） 常勤で勤務
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００） 常勤で勤務

7 短期入所生活介護の内容

種 類	内 容
食 事	・栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバランスに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食 8:00 ～ 9:00 昼食 12:00 ～ 13:00 夕食 17:00 ～ 18:00 ※ 基本的には利用者の生活リズムに合せた食事の提供を行います。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ※ 尊厳の保持には特に注意いたします。
入 浴	・個別浴槽により、プライバシーに配慮したご家庭に近い環境での入浴を心掛けます。 ・原則として年間を通じて週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴を用いての入浴を行います。 ※ 尊厳の保持には特に注意いたします。
日常生活上の世話など	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・利用者の状況に応じて適切な口腔ケアを行います。 ・シーツ交換は適宜実施します。
機能訓練	・機能訓練指導員により、利用者の状況に適合した日常生活上で行える機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・医師や看護職員が健康管理を行います。 <協力医療機関> ◎ 社会医療法人 小寺会 彦陽クリニック ◎ 牧齒科医院
送迎	・ご自宅から施設までの送迎を行います。
社会生活上の便宜	・当事業所では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、事業所での生活を実りあるものにするために、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備… 大型テレビ、プロジェクター、カラオケ機器 等 ・主な事業所の行事 ① 書道、学習・音楽療法、カラオケ、塗り絵、リハビリ体操 ボランティア フラダンス、大正琴、カラオケ、皿回し、日本舞踊 等 ② 事業所所有の自動車で散策 ③ 小学校、幼稚園児童との世代間交流 ④ 行事食・手作りおやつ、選択食など献立の充実 ⑤ 各種季節行事（お花見・ソーメン流し・敬老会・餅つき 等）

8 利用料金及びその他の費用の額 (令和7年4月1日改定)

従来型個室 事業所利用料 (単位 円)

(1割負担の場合)

介護度	利用者 負担段階	従来型個室 (1日につき)			加 算	介護職員等 処遇改善加算
		基本料	滞在費	食費	サービス提供体制 強化加算Ⅱ	
要支援 1	1	451	380	300	18	介護職員等処遇改善加算Ⅰ (所定単位数の14.0%)
	2		480	600	18	
	3①		880	1,000	18	
	3②		880	1,300	18	
	4		1,231	1,445	18	
要支援 2	1	561	380	300	18	
	2		480	600	18	
	3①		880	1,000	18	
	3②		880	1,300	18	
	4		1,231	1,445	18	
要介護 1	1	603	380	300	18	
	2		480	600	18	
	3①		880	1,000	18	
	3②		880	1,300	18	
	4		1,231	1,445	18	
要介護 2	1	672	380	300	18	
	2		480	600	18	
	3①		880	1,000	18	
	3②		880	1,300	18	
	4		1,231	1,445	18	
要介護 3	1	745	380	300	18	
	2		480	600	18	
	3①		880	1,000	18	
	3②		880	1,300	18	
	4		1,231	1,445	18	
要介護 4	1	815	380	300	18	
	2		480	600	18	
	3①		880	1,000	18	
	3②		880	1,300	18	
	4		1,231	1,445	18	
要介護 5	1	884	380	300	18	
	2		480	600	18	
	3①		880	1,000	18	
	3②		880	1,300	18	
	4		1,231	1,445	18	

多床室 事業所利用料 (単位 円)

(1割負担の場合)

介護度	利用者 負担段階	多床室 (1日につき)			加 算	介護職員等 処遇改善加算
		基本料	滞在費	食費	サービス提供体制 強化加算Ⅱ	
要支援 1	1	451	0	300	18	介護職員等処遇改善加算Ⅰ (所定単位数の14.0%)
	2		430	600	18	
	3①		430	1,000	18	
	3②		430	1,300	18	
	4		915	1,445	18	
要支援 2	1	561	0	300	18	
	2		430	600	18	
	3①		430	1,000	18	
	3②		430	1,300	18	
	4		915	1,445	18	
要介護 1	1	603	0	300	18	
	2		430	600	18	
	3①		430	1,000	18	
	3②		430	1,300	18	
	4		915	1,445	18	
要介護 2	1	672	0	300	18	
	2		430	600	18	
	3①		430	1,000	18	
	3②		430	1,300	18	
	4		915	1,445	18	
要介護 3	1	745	0	300	18	
	2		430	600	18	
	3①		430	1,000	18	
	3②		430	1,300	18	
	4		915	1,445	18	
要介護 4	1	815	0	300	18	
	2		430	600	18	
	3①		430	1,000	18	
	3②		430	1,300	18	
	4		915	1,445	18	
要介護 5	1	884	0	300	18	
	2		430	600	18	
	3①		430	1,000	18	
	3②		430	1,300	18	
	4		915	1,445	18	

※ 「介護保険負担割合証」により、介護報酬の1割または2割・3割の額が自己負担金となります。

- ・「食費」は1日当たりの費用とし、提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
1日当たり1,445円の内訳は朝食405円、昼食540円（おやつ代込み）、夕食500円です。
 - ・「滞在費」とは当事業所に滞在し居室・設備等を利用することにかかる光熱水費相当額です。
- ※食費及び滞在費は、物価変動等(燃料費・食材費他)により改定することがあります。

- ・送迎は1回につき184円（1割負担の場合）を別途頂きます。
- ・生産性向上加算 10 単位（10 円）/日（1 割負担の場合）
- ・生活機能向上連携加算Ⅱ 1（200 円（1 割負担の場合）/月）を算定する場合もあります。
- ・連続して30日を超えて利用の場合、要介護の方は31日目から60日目まで1日につき30円（1割負担の場合）を減額します。要支援の方は31日目から基本料が以下ようになります。要支援1：442円、要支援2：548円（多床室・従来型個室とも、1割負担の場合）。
- ・連続して61日以上利用の場合、要介護の方は基本料が多床室・従来型個室ともに以下ようになります。要介護1：573円、要介護2：642円、要介護3：715円、要介護4：785円、要介護5：854円（1割負担の場合）。
- ・事業所における行事や外出等にかかる費用のうち、利用者自身による負担が適当と認められる場合には、要した費用の実費をいただくことがあります。
- ・空床利用の場合は、看護体制加算Ⅰ（4円（1割負担の場合）/日）が加算されます。

（2）利用料の軽減について（介護度別段階にて算定済み）

- ① 「食費」「滞在費」の日額については、所得に応じた軽減措置として利用者自己負担金の限度額が定められています。
- ② その他、市町村が実施する「高額介護サービス費」等による軽減措置もあります

（3）その他の料金

区 分	利 用 料
日常生活品の購入、代行サービス	購入依頼のあった物品を購入するのに要した金額の実費
特別な食事	要した費用の実費（喫茶等に掛かるお菓子代）
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	日常生活用品の購入代金 レクレーション費用 等
送迎料	通常の送迎の実施地域（佐伯市）外の方は、送迎加算とは別に片道500円
その他	個人的に使用する電気器具の利用料・1日50円 （例）テレビ代、電気毛布代、個人使用の介護用具等 持ち込み不可の電気器具もありますのでご相談ください テレビレンタル代・1日50円

その他	酸素代・別紙料金表参照 コピー代・1枚10円 理美容代・実費
-----	--------------------------------------

※ 予防・介護を問わず、自費での利用は食事代も含め1日5,000円とします。

自費利用の内容については、「7 短期入所生活介護の内容」となります。

※ 請求書は翌月の15日までに発行いたします。25日までにお支払いください。

9 緊急時における対応方法

事業を提供中に利用者の病状が急変し、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに施設長及び嘱託医に報告し、その指示を受け対処いたします。

当事業所は、万全の体制で事業の提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）彦岳の太陽消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）彦岳の太陽消防計画」にのっとり、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して定期的の実施します。（設備の個数は施設全体のものです）			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	281	屋内消火栓	2
	消火器	13	非常通報装置	2
	自動火災報知機	99	防火扉	3ヶ所
	誘導灯	20	非常用電源	1台
	ガス漏れ報知機	1	カーテン布団等は防災性能あり	

1 1 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。また、衛生管理上の観点から、食料品等の差し入れをされる場合には、事前に職員にご相談ください。
外出	ご家族の付き添いによる利用者の個人的な外出をする場合は、必ず行き先と帰設予定時刻を職員に申し出てください。
嘱託医以外の医療機関への受診	嘱託医師以外の医療機関に受診する場合は、事前に、看護職員または生活相談員にご相談ください。
居室・設備器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
生活用品の持込等	長年使い慣れた生活用品をお持ちになることは可能ですが、居室スペースに限りがありますので、制限される場合もあります。また、小物等には必ず氏名をご記入ください。
食品の持込等	個人的な食料品・菓子類および飲料の持ち込みをされる場合には、衛生管理の観点から、事前に職員にご相談下さい。また、介護事故防止のため、他の入所者にむやみに配ることのないよう十分ご注意下さい。
飲酒等	事業所側で提供するほかは飲酒できません。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	できる限り、職員に管理を依頼してください。
現金等の管理	できる限り、職員に管理を依頼してください。
宗教活動 政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
新聞購読	新聞を購読することも可能です。（月々の購読料は自己負担となります）
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

1 2 相談・要望・苦情等の窓口

事業所利用に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者、第三者委員もしくは下記窓口までお申し出ください。

(1) 当施設利用相談室 窓口責任者 前田 修二

ご利用時間 平 日 午前 8 時～午後 5 時

電 話 0 9 7 2 - 2 7 - 8 6 2 2

面 接 相談室・会議室

(2) 第三者委員

①岩瀬 豊子 TEL 27-8629

②高野 信重 TEL 090-7847-4559

③高津 淳子 TEL 090-4581-3349

(3) 行政機関その他苦情受付機関

① 利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課

※佐伯市の場合：佐伯市役所 高齢者福祉課 介護保険係

〒876-0853 佐伯市中村南町 1-1 電話 22-3117

② 大分県福祉保健部 高齢福祉課

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

電話 097-536-1111 (代)

③大分県国民健康保険団体連合会

〒870-0022 大分県大分市大手町 2 丁目 3 番 12 号 市町村会館

電話（苦情専用）097-534-8475

1 3 法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人百徳会彦岳の太陽の運営に関する詳細（財務状況・事業内容ほか）は、社会福祉法 介護保険法の規定により、随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は、直接事務職員までお申し出ください。

また、広報誌「彦岳の風」等においても情報の公開に努めていきます。

ショートステイ彦岳の太陽利用同意書

ショートステイ彦岳の太陽を利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〔事業所〕

住 所 佐伯市大字狩生 418 番地 2

社会福祉法人 百徳会

名 称 ショートステイ 彦岳の太陽

印

〔説明者〕

職 種 生活相談員

氏 名 前田 修二

印

〔利用者〕

住 所

氏 名

〔代理人〕

住 所 〒

氏 名

電 話 () -